

令和 年 月 日

特定類型自己申告書

筑波大学長 殿

所属(予定)部署名 _____

氏 名 _____

署 名 _____

私は、貴学が以下に記載する類型①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、類型①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

☐ 以下の類型①に該当します。

類型①とは、外国政府等及び外国法人等(外国の大学・研究機関を含む)と雇用契約等を結んでいる場合をいいます。

具体例として：

- 1) 大学に所属して研究に従事しているが、外国企業^{※1}の従業員としての籍を残している。
- 2) 学生的身分を有しつつ、外国のベンチャー企業^{※1}の経営に参画している。
- 3) 外国の大学等と兼業(クロスアポイントメントを含む。)をしている。

※1:いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません。

☐ 以下の類型②に該当します。

類型②とは、外国政府等から多額^{※2}の経済的利益を受けている場合をいいます。

具体例として：

- 1) 外国政府等から多額^{※2}の留学資金の提供を受けている。
- 2) 外国政府等の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額^{※2}の研究資金や生活費の提供を受けている。

※2:年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。

☐ 上記の類型のいずれにも該当しません。

なお、今後類型①及び②に該当する場合は、あらためて特定類型自己申告書により申し出ます。

注1:該当する場合は複数チェックが可能です。

注2:上記類型に変更があった場合には、再度、特定類型自己申告書により申し出てください。

注3:本申告書の内容について、本学における輸出管理上必要となる場合には 関係者に共有される場合があります。

(参考:本申告書の法令根拠は裏面を参照してください。)

＜法令根拠＞:「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(役務通達)の一部を改正する通達より抜粋:

別紙14 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所

氏名

私は、貴学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- ☐ 以下の類型①に該当します。
- ☐ 以下の類型②に該当します。
- ☐ 以下の類型①及び②に該当します。
- ☐ 以下の類型のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

類型①: 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

類型②: 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

以上

【部局事務取扱担当者記入欄】

担当部局名 _____ 担当者名 _____ TEL _____